

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成30年11月16日

【発行者の名称】

パスロジ株式会社
(Passlogy Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小川 秀治

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田小川町三丁目26番8

【電話番号】

(03)5283-2263 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 CFO 光野 元彦

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を平成30年12月19日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

パスロジ株式会社

<https://www.passlogy.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価

証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成28年 6 月	平成29年 6 月	平成30年 6 月
売上高 (千円)	151,057	200,794	234,662
経常利益 (千円)	3,474	28,588	50,884
当期純利益 (千円)	6,268	22,824	31,194
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000
純資産額 (千円)	130,356	162,809	184,550
総資産額 (千円)	213,394	256,088	363,807
1 株当たり純資産額 (円)	130.36	162.81	184.61
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	500 (—)	1,000 (—)	1,500 (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	6.27	22.82	31.20
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.09	63.58	50.73
自己資本利益率 (%)	3.85	15.57	17.96
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	79.8	43.8	48.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	43,916	64,601
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△19,278	△85,325
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△18,320	39,216
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	46,505	64,997
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (—)	19 (1)	20 (2)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第17期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、最近 1 年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第19期の財務諸表について至誠清新監査法人の監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成30年 9 月29日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、平成12年2月にワンタイムパスワードの新技术「パスロジック方式」のライセンス供与・管理をする目的で設立されました。パスロジック方式とは、当社代表取締役社長である小川秀治が平成9年に考案した「乱数表から抜き出してワンタイムパスワードを生成する」システムです。同システムは平成12年に米国特許（US6141751）を取得しました。

平成16年には、パスロジック方式を活用した認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic-AS（パスロジック エーエス）」の販売を開始。平成18年には、従来の技術ライセンス供与を中心とする方針を変更し、自社ソフトウェア開発メーカーとして本格的に事業展開することを決定しました。これを契機に、ベンチャーキャピタル2社から増資を受けて開発費用を確保するとともに、パスロジ株式会社に社名を変更しております。

平成19年末には、複数の特許技術を活用し、パスロジック方式を2経路で認証することでセキュリティを強化した「PassLogic（パスロジック）」の販売開始しました。

平成26年には、大規模ユーザーにも対応可能にした後継製品「PassLogic エンタープライズ版」の販売開始しました。

平成30年7月時点では、パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数は累計107万件にも上り、当社の主力製品となっております。

当社の設立以降にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
平成12年2月	株式会社セキュアプロバイダ（現パスロジ株式会社）を東京都渋谷区に資本金2,500万円で設立
平成12年2月	パスロジック方式の認証ソフトウェアライブラリ「OFFIC（オフィック）」を提供開始
平成12年8月	資本金1億円に増資
平成12年10月	パスロジック方式を利用してワンタイムパスワードを生成するシステムが米国特許（US6141751）を取得
平成13年6月	パスロジック方式を、他社サービスにライセンス供与開始（注1）
平成16年4月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic-AS（パスロジック エーエス）」販売開始
平成16年11月	本社を東京都千代田区に移転
平成18年2月	社名を株式会社セキュアプロバイダからパスロジ株式会社に変更
平成18年5月	パスロジック方式を2経路で認証することで、セキュリティを強化したシステムが日本国特許（JP3809441）を取得
平成18年8月	ベンチャーキャピタル2社より出資を受ける。資本金1億3,750万円に増資
平成19年5月	認証サーバーソフトウェア製品群を販売開始
平成19年6月	当社認証製品「パスロジ！ASP（パスロジ エーエスピー）」が「INTEROP TOKYO 2007」でセキュリティ部門特別賞受賞
平成19年12月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic（パスロジック）」新バージョンを販売開始
平成21年1月	資本金1億円に減資
平成21年3月	パスロジック方式のパスワード変更方法が日本国特許（JP4275080）を取得
平成23年12月	パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計70万件を突破
平成26年6月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogicエンタープライズ版」販売開始
平成26年10月	パスロジック方式を利用した1つのパターンで複数のパスワードを管理するアプリ「PassClip（パスクリップ）」の無償提供開始
平成26年11月	パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計100万件を突破
平成29年4月	認証セキュリティ情報サイト「せぐなべ」運営開始

年月	事項
平成29年 8月	特許取得件数が全世界で70件を超える（注2）
平成29年 9月	1週間や1カ月などの単位でパスワードを自動更新する技術「TACP」が日本国特許（JP6207797）を取得

（注） 1. 平成 13 年 6 月 20 日：NTT コミュニケーションズ株式会社：モバイルコネクト

参考記事 <https://scan.netsecurity.ne.jp/article/2001/06/21/2411.html>

2. 平成 30 年 9 月 28 日時点における取得特許の国別内訳数は以下の通りです。

【25 件】 日本

【10 件】 米国

【4 件】 中国

【3 件】 イギリス、韓国、オーストラリア、スペイン、ドイツ、フランス

【2 件】 カナダ

【1 件】 オランダ、シンガポール、スイス/リヒテンシュタイン、フィンランド、メキシコ、他 13 か国

【合計 77 件】

3【事業の内容】

当社は、創業当初より、急発展を遂げる IT ネットワーク社会において、安心かつ安全なセキュリティを提供し、その発展に貢献できる企業を目指して活動しています。

インターネットと個人をつなぐ「本人認証システム」は、おろそかになるとハッキングやなりすましを含め、重大な事故・事件に繋がってしまうため、現在の IT ネットワーク社会において最重要なシステムと言えます。

ところが、本人認証システムは、「安全性が高くなると利用しにくくなる」傾向にあります。そこで、当社はこのジレンマを解決することを目標とし、研究・開発を続けており、「安全性が高く」「利用者が利用しやすく」さらに「管理担当者の負荷が減り」「多様な業務に利用できる」といった特性を持つ、本人認証システムを社会に提供すべく、事業を展開しております。

当社の開発した本人認証技術「パスロジック方式」を利用し、「安全で、利便性の高い認証システム」として製品化した、企業・団体向けの認証セキュリティソフトウェアが「PassLogic（パスロジック）」です。

[PassLogic（パスロジック）を利用したログイン画面]

PassLogic

3 2 5 6 0 5 9 4 4 8 7 4
8 8 2 1 7 2 3 8 6 1 0 5
6 4 3 1 7 1 9 0 2 4 3 1
6 1 0 7 3 8 2 6 1 2 7 9

パスワードを入力してください。 Secured by PassLogic

ログイン

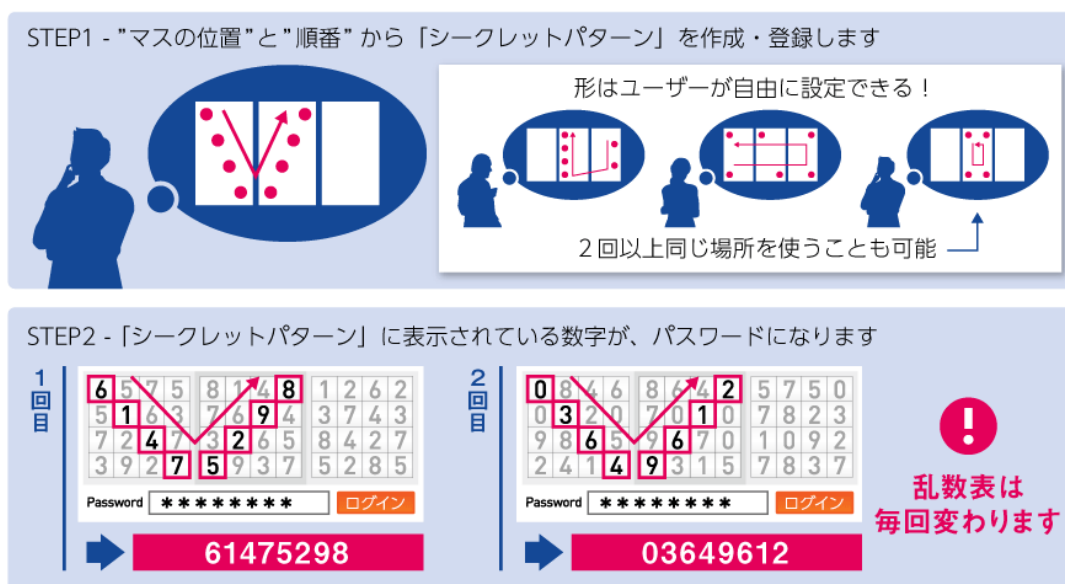
1 2 3 4 5
6 7 8 9 0 del

(C) Passlogy Co., Ltd. 2000-2018

パスロジック方式は、数字が記されたマス目状の表（乱数表）から、マスの”位置”と”順番”（シークレットパターン）に沿って、文字を抜き出してパスワードを判読する方式です。「マスの位置を覚えるだけ」なので誰でも簡単に使いはじめることができます。

PassLogic（パスロジック）では、ログインのたびに乱数表に記された数字がすべて刷新されるので、シークレットパターン通りに数字を抜き出せば、パスワードが毎回新しいものになる仕組みです。

[PassLogic（パスロジック）の仕組み]



PassLogic（パスロジック）の前身製品の開発当初から現在に至るまでに、あらゆる業務システムがネットワーク経由で利用されるようになり、「テレワーク」のようなインターネットを通じた業務スタイルも出現する中で、多種多様な業務システムやプロトコル、ガイドラインが登場してまいりました。

当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、製品の改善を続けております。

当社は、本人認証技術の中核とした認証セキュリティソフトウェアの開発、販売を主体とするソフトウェア事業を行っており、事業としては「自社製品開発事業」の単一セグメントです。当社のサービスの提供方法は、主に販売代理店とサービス事業者に分かれます。これらの方法により、お客様に対して、PassLogic（パスロジック）を提供しております。

サービスの提供方法	PassLogic（パスロジック）を導入して、セキュリティを強化するお客様	PassLogic（パスロジック）を導入して、セキュリティを強化される保護されるサービス	実際に PassLogic（パスロジック）を使って、システムにログインする個人
【販売代理店】 システムインテグレーター、卸売業者、販売パートナーなど	主に法人、官公庁、団体など	主にお客様の役員・従業員が、社内や外出先からの自社システム上のサービスへログインする際に、セキュリティを強化している。	【エンドユーザー】 社内や外出先からの自社システムへのログインする役員・従業員
【サービス事業者】 通信事業者、クラウドサービス提供会社 など		主にサービス利用者が、サービス事業者の提供しているサービスへログインする際に、セキュリティを強化している。	【サービス利用者】 サービス事業者などが提供しているサービスにログインする（法人などに所属している）個人

また、パスロジック方式を利用したパスワードリマインダー機能を持つスマートフォンアプリ「PassClip（パスクリップ）」を、個人のセキュリティ環境向上と、自社の知名度アップを兼ねて、個人向けに無償で提供しております。さらに、自社製品の広報や、セキュリティ技術の啓蒙活動の一環として、セキュリティ情報サイト「せぐなべ」(<https://segunabe.com/>)を運営しています。PassClip（パスクリップ）及び、せぐなべは、自社製品販売の支援活動として位置づけております。

また、当社の特徴の一つとして、新規技術（特許技術）の開発に力を入れております。直近5年間における特許の取得件数の内訳は以下の通りです。国内での特許取得については、自社製品で使用している技術の保護を主な目的としております。海外での特許取得については、サーバーソフトウェア製品の場合、海外のサーバーに設置することで、日本国の特許を回避する手法が考えられるため、サーバーを設置しやすい国について積極的に特許を取得することで、自社技術の保護を図っております。また、ネット普及率が高い国において特許を取得することによって、普遍的な技術を開発している会社であることを国内外の潜在顧客向けにPRする効果もあります。

年	平成26年 以前	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (注1)	計
取得件数 (件)	52 (17)	5 (1)	8 (1)	8 (4)	4 (2)	77 (25)

(注) 1. 平成30年9月28日時点における取得件数です。

2. 取得件数欄の（ ）外数は、日本国特許件数を記載しております。

■ 自社製品開発事業

① 「PassLogic（パスロジック）」シリーズ

本人認証の際に特別な機器やソフトウェアが不要な「トークンレス・ワンタイムパスワード」として、その前身製品を平成12年より提供開始いたしました。

業務システムのネットワーク化が進むにつれ、アクセスしているユーザーが従業員本人であることを確認する本人認証システムの重要性も認知されてきました。当初は ID・パスワードのみで運用されていた本人認証ですが、サイバー犯罪の顕在化により、パスワードのみの本人認証では不十分であるという認識が広がりました。そこで、セキュリティ意識の高い公共機関や企業を中心に「USB トークン」や「ワンタイムパスワードトークン（ハードウェアトークン）」などの認証用機器による本人認証システムの強化が進められました。

しかし、認証用機器による本人認証システムは、認証用機器を利用する以上、機器自体の導入・運用・管理コストがかかります。また利用者也機器の持ち歩き・取り出しの負担を負うこととなります。

「PassLogic（パスロジック）」は、認証用機器を使用しないため、そのコストを消失・削減し、利用者の負担も軽減しつつ、セキュリティを担保する画期的な製品です。8種類の特許技術が詰め込まれた、その製品内容とコストパフォーマンスを認識した企業・団体が採用することで、シェアを広げてきました。

最新製品である「PassLogic エンタープライズ版」では、企業・団体の認証関連システムのすべてを網羅する認証プラットフォームとしての位置づけが強化され、「PassLogic（パスロジック）」だけでなく、利用者 ID 管理、Active Directory をはじめとした ID 管理システムとの連携、ハードウェアトークン対応、ソフトウェアトークン対応、デジタル証明書対応、シングルサインオンなど、企業・団体の既存の環境やセキュリティポリシーにあわせてカスタマイズして導入できるように進化しております。

PassLogic エンタープライズ版は、VPN や VDI、クラウドサービスやウェブアプリ、そして Windows 端末へのサインインなど、多様なシステムやサービスの認証に適用することができます。社外から社内のシステムへ、もしくは社内・社外からクラウド上のサービスへと接続する際に利用されることがほとんどで、セキュリティ強化と利便性向上が主な導入の目的となります。最近では「場所を選ばずに仕事をする」というビジネススタイル「テレワーク」を採用する企業・団体が増えておりますが、これに伴い、安全なテレワーク環境の構築を目的とした PassLogic エンタープライズ版の導入も進んでおり、その数は 200 団体以上に上ります。その中には官公庁や、

従業員 1 万人を超える大企業もあります。

サービスの提供方法は、販売代理店を通してお客様にパッケージ製品（サーバーソフトウェア）を販売する方法と、通信・クラウドサービス事業者向けに再販可能なライセンスならびに連携 API（注 1）付きのサーバーソフトウェアを提供する方法の 2 系統に分けられます。

【販売代理店を通じたサービス提供】

オンプレミス（注 2）やプライベートクラウド上で利用するお客様（主に法人、官公庁、団体など）には、システムインテグレーター、卸売業者、販売パートナー等の販売代理店を経由して、パッケージ製品（サーバーソフトウェア）として販売しております。販売代理店は、エンドユーザーの要望に応じて、PassLogic（パスロジック）のインストール等の構築作業や、設定のカスタマイズなどのサービスを提供しております。お客様のエンドユーザー（役員、従業員など）は、主に自社のシステムを使用する際に、PassLogic エンタープライズ版の認証を利用することができます。

当社からは、販売代理店に対して、販売支援を提供するとともに、お客様に対しては、販売代理店を通じて保守サポートを提供しております。保守サポートについては、現在約 200 社とご契約をいただいております、自社製品開発事業の売上全体の 2 割～3 割程度を占めております。

【サービス事業者向けのサービス提供】

通信事業者・クラウドサービス提供会社向けに、再販可能なライセンスならびに連携 API（注 1）付きのサーバーソフトウェアとして提供しております。通信事業者・クラウドサービス提供会社は、通信事業者が提供するネットワークサービスや、クラウドサービス提供会社が提供するパブリッククラウドサービスに、PassLogic（パスロジック）を組み合わせる形で、サービスを構築します。

サービス利用者は、ネットワークサービスやパブリッククラウドサービスにログインする際に PassLogic（パスロジック）の認証を利用することになります。現在 15 社とのライセンス契約を締結しております。

これらの通信事業者・クラウドサービス提供会社に対して、当社は技術支援を行っております。

当社ではソフトウェアの開発を社内技術者だけで行っております。そのため、適確かつ迅速なサポート対応が可能であり、高い評価をいただいております。また、国家間のサイバー攻撃等の影響を受けにくく、将来においても安全を担保できる純国産技術の認証システムとしても評価されており、官公庁や公共団体での採用が進んでおります。

現在でも技術開発や研究を継続しており、当社独自の特許技術を含め、最先端の技術をタイムリーに取り込んでおります。結果として高い利用継続率を保っており、他社製品の追従を許さない品質を維持しつづけております。

② 「PassClip (パスクリップ)」シリーズ

PassClip (パスクリップ) は、個人の認証を一括して管理する認証ポータルアプリとして開発が続けられており、「パスワードリマインダー」機能や「ワンタイムパスワードトークン」機能などを備えております。6種類の特許技術を採用し、2要素2経路（注3）の強固な認証セキュリティを、ユーザーや管理者の手間を省きつつ実現します。

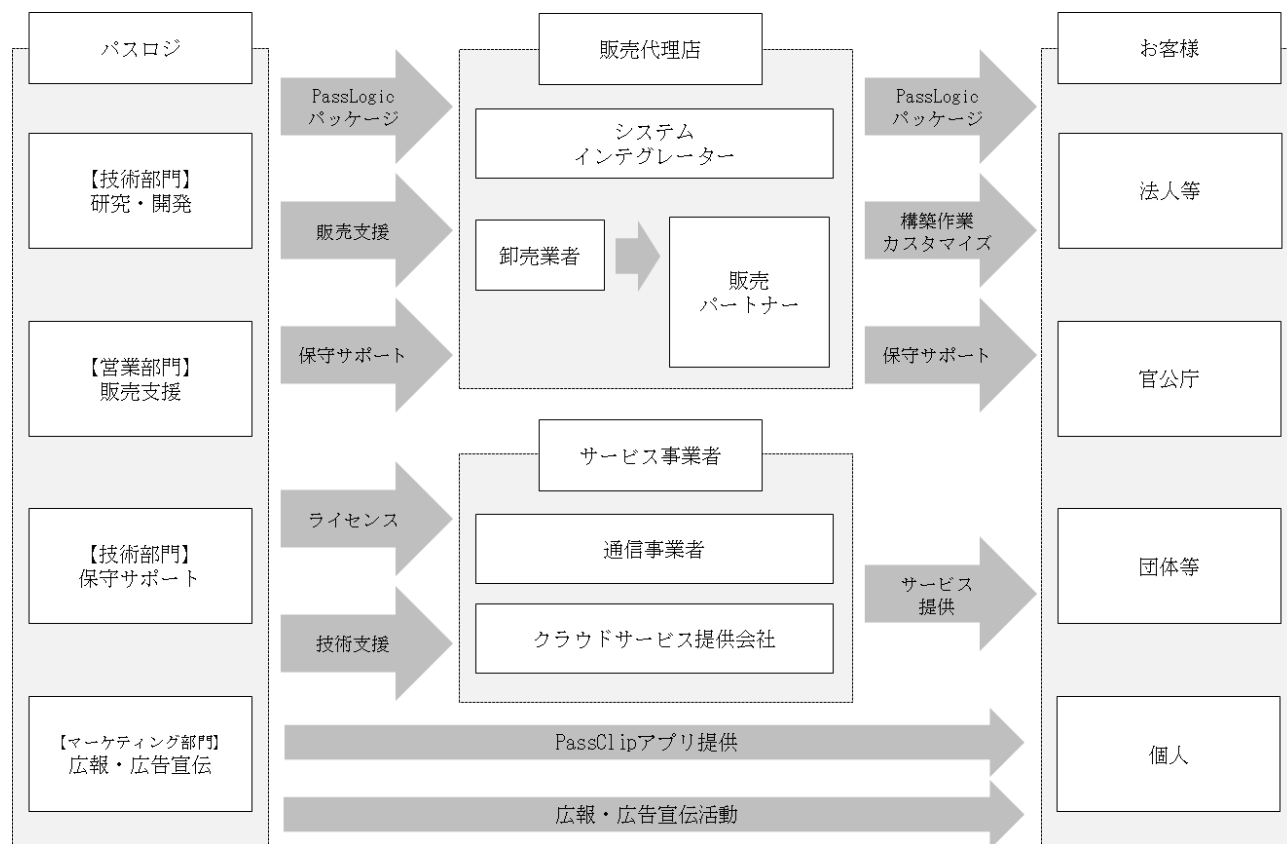
PassClip (パスクリップ) は、スマートフォンで作動するアプリであり、個人向けに無償で提供しております。企業向けには、一部の機能を切り出し、修正を加えたアプリ「PassClip L (パスクリップ エル)」を、PassLogic (パスロジック) と連動する製品の一部として提供しております。PassClip (パスクリップ) 単独では事業化しておりません。

[PassClip L (パスクリップ エル) のパスワード表示画面



- (注) 1. API とは、Application Programming Interface の略。開発者がソフトウェアを開発する際に、他のソフトウェアが提供する API を活用することで、その機能を、開発するソフトウェアに手軽に組み込むことが可能となります。
2. オンプレミスとは、自社で用意したサーバーにサーバーソフトウェアをインストールして利用する形態をいいます。
3. 2要素2経路とは、2要素認証（注4）と、2経路認証（注5）の両方の特徴を持つ認証方式をいいます。
4. 2要素認証とは、「知っていること（知識）」「持っているもの（所有物）」「指紋など利用者自身の特性（生体）」の3つの認証要素の中から2つ以上の種類の異なる要素を組み合わせることで認証する方式です。PassClip (パスクリップ) は、「パターンを知っていること（知識）」と「PassClip (パスクリップ) をインストールしたスマートフォンを持っていること（所有物）」の2要素で判定する機能を持っています。
5. 2経路認証とは、サービスを利用するための経路とは別の経路で認証のための情報を確認もしくは送信する認証方式です。PassClip (パスクリップ) では、ブラウザからサービスにログインする際に、別途 PassClip (パスクリップ) アプリから認証情報の送信を行います。「ブラウザ～認証サーバー間」と「PassClip～認証サーバー間」の異なる経路で認証情報を判定するので2経路認証が成立します。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20 (2)	38.2	3.9	4,820

- (注) 1. 従業員数欄の() 外数は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）であり、最近1年間の平均雇用人員を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、実企業収益の増加が見込まれ改善傾向が顕著となりました。また、雇用のミスマッチなどによる離職率は依然として大きいものの、生産年齢人口の減少に伴い雇用環境は非常に良好であり、景況感としては強い改善方向にあります。当社が属しますIT業界においても、設備投資、特にセキュリティ関連投資につきましては、働き方改革・テレワーク等の推進により社外から社内システムへ安全にアクセスするためのシステムの入替えや改修などの需要が、強い増加傾向にあり、2017年度のIDセキュリティ市場全体の規模は485億円、2021年度には622.8億円に到達することが予想され、今後も市場全体の年平均成長率は、6.7%と順調に推移していくことが予想されております（「2017 ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」株式会社富士キメラ総研）。反面、IT業界では良質な人材を確保することが困難であり、保守・管理・運用コストの削減ニーズとともに、人材依存型の分野においては、適切な利益確保が難しい状況が継続することが見込まれます。

また、海外輸出入マーケットに関しては、国家間のサイバーセキュリティ問題の懸念、保護的貿易主義の伸展など、不確実性が高まりつつあります。しかしながら、IT系事業分野では、クラウドを利用したボーダレスなサービス提供など、ローカル事業をそのままグローバルマーケットに展開する可能性も見込まれており、良好なサービスであれば、比較的低コストで大きなマーケットを確保できる環境となっております。

当社はこのような外部環境の下、積極的な新規技術開発、適切なマーケティング施策による代理店・提携事業者の増加や営業力増加などに注力するとともに、人材の確保・育成に努めました。

これらの結果、売上高は234,662千円（前年度同期比16.9%増）、営業利益は46,388千円（前年同期比80.4%増）、経常利益は50,884千円（前年同期比78.0%増）、当期純利益は31,194千円（前年同期比36.7%増）となりました。

なお、当社は自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は64,997千円（前年同期比18,492千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は64,601千円（前年同期比20,685千円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益47,318千円、減価償却費の計上34,970千円、売上債権の増加額11,313千円、預け金の増加額23,727千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は85,325千円（前年同期比66,047千円増）となりました。これは無形固定資産の取得による支出39,053千円、投資有価証券の取得による支出56,241千円、投資有価証券の売却による収入9,970千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は39,216千円（前年同期は、18,320千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入70,000千円及び長期借入金の返済による支出20,544千円、配当金の支払額10,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（千円）	前期比（％）
自社製品開発事業	234,662	116.9
合計	234,662	116.9

(注) 1. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月 30 日)		当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月 30 日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社ネットワーク	40,501	20.2	50,945	21.7
ディーアイエスソリューション株式会社	45,177	22.5	45,417	19.4
CTCシステムマネジメント株式会社	31,177	15.5	29,899	12.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は「急発展を遂げる IT ネットワーク社会において、安心かつ安全なセキュリティを提供し、その発展に貢献できる企業を目指す」を経営理念に掲げております。

本来、認証というのは、人と IT システムをつなぐ部分、もっとも根源的な部分を担うものです。当社は「安全・快適に IT システムを利用できる社会を作る」ことを目標とし、「セキュリティ確保とともに利便性も確保する」製品やサービスの提供を心掛けており、当社における経営上の重要課題は以下の通りです。

①研究開発

IT 技術が日々進歩する中、同時に IT システムに対する新しい脅威が発生しております。

また、働き方の多様化が進む中で、社内だけでなく、サテライトオフィス、カフェ、自宅、出張先など様々な場所からインターネットを経由して業務システムを利用する「テレワーク環境」の構築、あるいはその検討が始まっております。テレワーク環境の利用においては、企業の情報リソースにインターネット経由でアクセスすることから、ユーザーID を不正利用させないための対策、つまり「認証」が重要となります。さらに一部の利用者だけが対象となるテレワーク環境ではなく、全社員の利用を想定したテレワーク環境の導入も増えており、利用者数の増加に比例して運用負荷が増加しない製品の優位性が高まっております。

従来型の認証製品は「IC カード/指紋読み取り装置」や「ハードウェアトークン」などの認証用のデバイスが必要となり、それらの購入、利用者への配布、故障対応、利用者からの回収など運用も付随するため、それらに掛かるタイムロスや運用負荷は利用者数に比例して増加する特徴があります。

さらに、認証用デバイスに依存した認証製品は「利用者が認証用の装置を持ち運ばなければならない」「認証用装置が新 OS に対応するまで OS をアップデートできない/アップデートすると動作しなくなる」など様々な制限事

項があることも懸念されます。

当社はこれらのニーズや、課題に応えるべく、最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

②人材育成

当社が今後成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社は従業員が能力を最大限に発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と合わせて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

③ブランディング

認証セキュリティ製品・サービスは、効果的なものほど、被害に遭わないため、顧客が効果を実感する機会がほとんどありません。また、顧客が導入実績を公表しない傾向にあります。そのため、当社製品・サービスの拡販のためには、当社及び製品・サービスの認知度と信頼性の向上のためのブランディング活動を、当社自身が積極的に取り組む必要があると考えております。

IT サービスの浸透と IT 犯罪の増加によって、「認証」は重要な要素となりました。この「認証」に関する情報の発信と、「認証」に役立つサービスの提供を、ブランディング活動の一環として行っております。

具体的な活動としては、認証を軸にしたセキュリティ情報を一般に向けて発信するウェブサイト「せぐなべ」の運営や、無償のスマートフォン（iOS・Android）用パスワード管理アプリ「PassClip（パスクリップ）」の提供が挙げられます。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定事業への依存について

当社は、経営資源をセキュリティソフトウェア事業に集中させております。

主力商品である「PassLogic（パスロジック）」の導入企業を増やすことにより、収益の安定化を目指しております。また、将来の収益多様化に向けて、個人向けのパスワード管理アプリである「PassClip（パスクリップ）」の開発などを行っております。

しかし、事業環境等の変化により、セキュリティソフトウェア事業の市場が縮小するような場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 情報セキュリティ対策について

当社は、製品導入にあたり、ユーザーの多種多様な重要情報を取扱う機会があります。

当社は、これらのユーザーとの間において守秘義務契約を締結し、重要情報の取り扱いに際しては当社のコンプライアンス関連規程・マニュアル等に則り厳格に運用し、当社内部からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を講じております。しかしながら、万一、当社による情報の紛失、破壊、漏洩等の発生、又は外部からの不正手段による当社システムへの侵入等が生じた場合には、当社への損害賠償請求又は信用低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 技術革新又は陳腐化に対応できない可能性について

当社が属するセキュリティソフトウェア事業の分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、新たなサービスが提供されるという特徴があります。このような中、当社は研究開発部門による新技術

の研究・開発、各種メディアでの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。

しかし、当社が環境変化に対応することができず、当社製品及びサービスの陳腐化又は競合他社の企業努力などにより、当社が競争力を維持することができない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 経済・市場環境による IT 投資姿勢の影響について

当社が事業を展開する情報サービス産業においては、経済情勢の低迷や景気の悪化等により、一般企業の IT 投資への姿勢に影響を受ける傾向があります。当社は市場の動向や経済情勢を先んじて的確に把握し、その対応策を講じるよう常に務めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷等により顧客の IT 投資が減少した場合には、当社の事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の取引先への依存についてのリスク

当社の販売先のうち、平成 30 年 6 月期の主たる取引先である株式会社ネットワークに対する販売割合が 21.7%を占めております。また、ディーアイエスソリューション株式会社に対する販売割合が 19.4%を占めており、2社の合計は 41.1%となっております。

当社では、上記取引先と良好な取引関係を継続する方針ですが、特定取引先に過度に依存しないよう、新規取引先の開拓に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、上記取引先の当社に対する取引方針如何によっては、当社グループの経営成績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社は、業務遂行にあたり、第三者の知的財産権の侵害は行わないよう留意しておりますが、それらを侵害する可能性は皆無ではありません。当社が意図しないところで他社から当社に対して知的財産権侵害の訴えが提起され、その主張が認められてしまう可能性も否定できません。

また反対に、他社において当社の知的財産権に抵触するものがあつたとしても、当社の知的財産権侵害の主張が必ずしも認められない可能性があります。このようなことが起きた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

尚、当社は本発行者情報提出日現在、日本国特許 25 件を保有しておりますが、「PassLogic」に関連する主な特許は下記のとおりです。

出願番号/特許番号	発明名称
日本国特許第 3809441 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 4275080 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 4351349 号	通信システム、中継装置、サービス提供装置、中継方法、サービス提供方法、および、情報記録媒体
日本国特許第 4455666 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 5276658 号	認証システム

(7) 競合他社による影響について

当社は、「PassLogic（パスロジック）」をはじめとする特色のある認証セキュリティソフトウェアを提供し、ソフトウェアの情報システムへの組み込みやすさの向上、管理者の運用負荷を軽減する機能の向上、導入後のサポート体制を充実させることなど、競争力を高めるべく様々な施策を講じております。

しかしながら、当社と同様に認証セキュリティソフトウェアを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、新規のパッケージ製品売上の減少や、既存のライセンス契約及び保守サポート契約に解約が生じた場合などには、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 関連当事者取引について

「第6【経理の状況】 【関連当事者情報】」に記載の通り、当社は、金融機関からの借入金について、役員による債務保証を受けております。尚、金融機関からの借入金に対する債務保証については、本発行者情報提出日現在までにすべて解消しております。

上記の取引は、いずれも取締役会において利益相反取引に係る承認決議を経た上で行っております。

(9) 大株主の存在について

本発行者情報提出日現在、筆頭株主である当社の代表取締役小川秀治及びその親族の持分合計が当社の発行済株式総数の 94.1%を占めております。両者とも、中長期的な安定株主として当社株式を保有しており、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、確認しております。しかしながら将来的に当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役である小川秀治は、当社の創業者であり、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。人員等の増強が予定通り進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本方針とし、配当性向を 40%以上とすることを目標としております。しかし、事業環境の急激な変化などにより、目標とする配当性向を達成できなくなる可能性があります。

(12) 特定地域に対する依存等について

当社は主として東京都での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟等について

当社は本発行者情報提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、これらの訴訟等の内容によっては、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、下記に記載しております株式会社シー・エス・イー（以下「シー・エス・イー社」）との訴訟については、平成 30 年 7 月 12 日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことにより、総額

2,000 千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しております。当社は、当事業年度末において、訴訟の経過等の状況に基づき、必要と認められる額を見積り、訴訟損失引当金（流動負債の引当金）に計上しております。

【訴訟の概要】

当社は、平成 13 年より、シー・エス・イー社に対して、小川を発明者とする特許のライセンスを含むプログラムの使用を許諾しておりましたが、平成 18 年に許諾契約を終了いたしました。その後も当社は、シー・エス・イー社に対して、両者のライセンス関係の正常化を図るべく、継続的な交渉を続けておりました。

しかしながら、シー・エス・イー社は、平成 27 年 12 月 25 日、東京地方裁判所に、当社の営業行為に対して差止等を請求する訴訟（事件番号：平成 27 年（ワ）第 36981 号、以下「①訴訟」）を提起しました。

これに対して、当社は、平成 28 年 5 月 31 日に、東京地方裁判所に、シー・エス・イー社が提供する「セキュアマトリクス」が、当社保有の特許権（特許第 4455666 号、特許第 4275080 号、特許第 3809441 号）を侵害しているとして、シー・エス・イー社に対して差止等を請求する訴訟（事件番号：平成 28 年（ワ）第 17527 号、以下「②訴訟」）を反訴提起しました。

東京地方裁判所は、①訴訟についてはシー・エス・イー社の請求を一部認容し、②訴訟については当社の請求を棄却しました。

当社は、①訴訟及び②訴訟について、知的財産高等裁判所に控訴（事件番号：平成 29 年（行ケ）第 10089 号）しました。

平成 30 年 2 月 22 日、知的財産高等裁判所により、一審とほぼ同様の判決が言い渡されました。ただし原審の本訴請求の一部認容額が減額されました。この判決を受けて、当社は、最高裁判所に上告を提起しておりましたが、平成 30 年 7 月 12 日、最高裁判所第一小法廷において、当社の上告を棄却し、また上告審として受理しない旨の決定がなされ、控訴審判決が確定しました。

【営業行為に対して差止等を請求する訴訟の判決確定に伴う今後の方針】

当社は、確定判決に従い、適切に対処してまいります。

いわゆる営業妨害と見なされたことに対する再発防止策といたしましては、他社に対して当社の知的財産権に関わる交渉を実施する場合には、営業妨害等に見なされないことがないよう、交渉内容や実施方法を社外の弁護士や弁理士などの専門家と十分な協議を行った上で、実施することとしております。

一方で、自社の研究・開発に基づいて取得した特許を保護・活用することは、企業にとって正当な権利であり、また日本国の技術振興に寄与するものと考えます。今後は、より一層、法務対応に留意しながら、所有特許の技術実用と侵害対策に注力していく所存です。

【営業行為に対して差止等を請求する訴訟の判決確定に伴う当社製品の利用者への影響】

本判決にかかわる特許権は、いずれも当社が保有するものであります。本判決が、「PassLogic（パスロジック）」をはじめとした当社製品の利用者へ影響を与えることはございません。

【特許番号第 4455666 号に対する無効審判請求の判決確定に伴う影響について】

本訴訟に関連して、シー・エス・イー社は、平成 27 年 11 月 27 日、特許庁に、特許第 4455666 号に対する無効審判請求（審判番号：無効 2015-800218 号、以下「③訴訟」）を提起しました。

平成 29 年 5 月 16 日、特許番号第 4455666 号請求項 1 乃至 7 に係る発明についての特許は無効、特許番号第 4455666 号請求項 8 乃至 9 については特許は有効であるとの判決が言い渡されました。

当社及びシー・エス・イー社は、③訴訟について、知的財産高等裁判所に控訴（事件番号：平成 29 年（行ケ）第 10219 号、平成 29 年（行ケ）第 10221 号）しました。平成 30 年 9 月 6 日、知的財産高等裁判所により、一審とほぼ同様の判決が言い渡されました。その後、双方が上告をしなかったことから、判決が確定しております。

この判決により特許番号第 4455666 号請求項 1 乃至 7 に係る発明についての特許は無効となりましたが、特許番号第 4455666 号請求項 8 乃至 9 については、引き続き有効であり、当社が保有をしております。また、特許番号第 4455666 号請求項 1 乃至 7 に係る発明についての特許の無効により、「PassLogic（パスロジック）」をはじめ

とした当社製品の利用者へ影響を与えることはございません。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。

当社ではフィリップ証券㈱を平成 30 年 1 月 16 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 30 年 1 月 23 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる

場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の

選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当事業年度における研究開発費の金額につきましては、当社の研究開発活動が技術部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 175,619 千円で、前事業年度末に比べ 60,823 千円増加しております。現金及び預金の増加 18,492 千円、売掛金の増加 11,313 千円、預け金の増加 23,727 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 188,187 千円で、前事業年度末に比べ 46,895 千円増加しております。投資有価証券の増加 47,998 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 134,259 千円で、前事業年度末に比べ 49,898 千円増加しております。1 年内返済予定の長期借入金の増加 13,377 千円、前受収益の増加 13,488 千円、未払法人税等の増加 10,560 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 44,998 千円で、前事業年度末に比べ 36,079 千円増加しております。長期借入金の増加 36,079 千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 184,550 千円で、前事業年度末に比べ 21,740 千円増加しております。これは主に当事業年度において剰余金の配当 10,000 千円を実施した一方で、当期純利益 31,194 千円が計上された結果、利益剰余金が 21,194 千円増加したことが主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は 234,662 千円（前年同期比 16.9%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、主力製品である「PassLogic（パスロジック）」の新規案件の受注と、既存顧客による契約の更新が順調に伸びたためであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は 182,207 千円（前年同期比 14.6%増）となりました。売上総利益が増加

した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、135,819 千円（前年同期比 1.9%増）となりました。主な要因は、人件費、支払報酬の増加、販売促進費、特許費用の減少等であります。

(営業利益)

売上総利益の増加による影響から、当事業年度における営業利益は 46,388 千円（前年同期比 80.4%増）となりました。

(経常利益)

営業利益の増加による影響から、当事業年度における経常利益は 50,884 千円（前年同期比 78.0%増）となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は 47,318 千円（前年同期比 46.8%増）となり、当事業年度における当期純利益は 31,194 千円（前年同期比 36.7%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日（平成 30 年 12 月 19 日）から 12 か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は 40,124 千円であります。その内訳は、市場販売目的のソフトウェアの制作費であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

平成30年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所 開発設備	237	47,830	23,288	71,355	20 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の（ ）外数は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）であり、最近1年間の平均雇用人員を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	公表日現在発行数(株) (平成30年11月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	10,000	1,000,000	非上場	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	10,000	1,000,000	—	—

- (注) 1. 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式総数は990,000株増加し、1,000,000株となっております。
2. 平成30年9月26日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、平成30年9月29日付で発行可能株式総数は、3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。
3. 平成30年9月26日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、平成30年9月29日付で100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年9月29日 (注)	990,000	1,000,000	—	100,000	—	—

- (注) 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は990,000株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成30年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	25	25	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

- (注) 1. 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、平成30年9月26日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、平成30年9月29日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
2. 自己株式300株は「個人その他」に3単元として含まれております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 999,700	9,997	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,997	—

- (注) 1. 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、発行済株式総数は1,000,000株となっております。
2. 平成30年9月26日開催の定時株主総会決議により、定款の変更が行われ、平成30年9月29日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

平成30年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） パスロジ株式会社	東京都千代田 区神田小川町 三丁目26番8	300	—	300	0.03
計	—	300	—	300	0.03

（注）平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

（9）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

（10）【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成29年9月27日)での決議状況 (取得期間 平成29年9月27日～平成30年6月30日)	125	10,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式 (平成29年7月1日～平成30年6月30日)	3	240
残存授權株式の総数及び価額の総額	122	9,760
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	97.6	97.6
当期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合(%)	97.6	97.6

(注) 平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っておりますが、上記の株式数は分割前の内容を記載しております。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	3	—	3	—

(注) 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っております。上記の保有自己株式数は分割前の内容を記載しております。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。具体的には配当性向 40%以上を目標とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定いたします。

当社は、年 1 回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針に基づき、1 株当たり 1,500 円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)
平成 30 年 9 月 26 日 定時株主総会	14,995	1,500

(注) 平成 30 年 9 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割を行っておりますが、上記の 1 株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 4 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	小川 秀治	昭和39年10月24日生	昭和62年4月 平成9年7月 平成10年8月 平成12年2月	日本情報通信株式会社入社 壱四四テクノロジー(株) 代表取締役就任 (株)壱四四倶楽部設立 代表取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	661,000
取締役	CFO	光野 元彦	昭和47年1月13日生	平成13年2月 平成17年9月 平成18年8月 平成19年10月 平成26年2月 平成27年12月 平成27年12月	当社入社 当社取締役就任 当社監査役就任 当社営業部長 当社総務部長 当社経営戦略室長 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	—	4,200
取締役	—	石井 裕一郎	昭和42年8月5日生	平成9年4月 平成11年5月 平成13年12月	弁理士登録 芦田・木村国際特許事務所 所属 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	21,500
取締役	—	吉田 恵子	昭和29年1月26日生	昭和53年11月 昭和57年4月 平成4年12月 平成7年5月 平成16年11月	昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 公認会計士登録 税理士登録 芝会計事務所 開設 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	3,200
常勤 監査役	—	上西 義行	昭和24年8月24日生	平成8年6月 平成15年6月 平成18年8月 平成21年2月 平成21年4月 平成23年6月 平成25年3月	株式会社東洋情報システム (現: TIS株式会社) 取締役 株式会社エス・イー・ラボ (現: ネオアクシス株式会社) 代表取締役副社長兼執行役員 当社取締役就任 当社取締役辞任 TIS株式会社参与調達本部長 株式会社アグレックス取締役 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	4,000
計								693,900

- (注) 1. 取締役の任期は、平成30年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成30年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成34年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成30年6月期における役員報酬の総額は8,850千円を支給しております。
4. 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。
5. 石井裕一郎氏及び吉田恵子氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



②会社の機関の内容

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

当社は、至誠清新監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお平成 30 年 6 月期において監査を執行した公認会計士は梅澤慶介氏、吉原浩氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 3 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社は、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営戦略室が主管部署として、業務を監査しております。また経営戦略室の監査は、営業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行っております。また、監査役は内部監査担当者及び監査法人と協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営戦略室が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。

社外取締役石井裕一郎氏は、弁理士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度なIT系の技術知見を持つこと、吉田恵子氏は、公認会計士及び税理士として、会計及び税務に関する専門的知識と豊富な経験を有していることから、当社社外取締役として適任であると判断しております。

当社は、社外監査役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模、体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外監査役を設置しておりません。今後、経営における社外監査役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、構成で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	4,800	4,800	—	—	1
監査役（社外監査役を除く）	2,160	2,160	—	—	1
社外役員	1,890	1,890	—	—	2

（注）1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額20百万円と決議いただいております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)				
		貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
						含み損益 減損処理額
非上場株式以外の株式	—	34,448	880	—	△3,250	—

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、当事業年度(平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで)の財務諸表について、至誠清新監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 6 月 30 日)	当事業年度 (平成 30 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,505	64,997
売掛金	28,207	39,520
前渡金	146	410
前払費用	4,064	4,995
繰延税金資産	3,942	7,693
預け金	31,570	55,298
その他	359	2,704
流動資産合計	114,796	175,619
固定資産		
有形固定資産		
建物	450	450
減価償却累計額	△176	△212
建物（純額）	273	237
有形固定資産合計	273	237
無形固定資産		
ソフトウェア	58,332	47,830
ソフトウェア仮勘定	9,687	23,288
無形固定資産合計	68,019	71,118
投資その他の資産		
投資有価証券	53,730	101,728
差入保証金	7,680	6,551
長期前払費用	119	575
繰延税金資産	11,469	7,975
投資その他の資産合計	72,999	116,831
固定資産合計	141,292	188,187
資産合計	256,088	363,807

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 6 月 30 日)	当事業年度 (平成 30 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	13, 320	26, 697
未払金	7, 770	7, 164
未払費用	11, 336	20, 144
未払法人税等	3, 672	14, 232
未払消費税等	4, 710	6, 861
前受収益	43, 158	56, 647
訴訟損失引当金	—	2, 000
その他	392	512
流動負債合計	84, 360	134, 259
固定負債		
長期借入金	8, 919	44, 998
固定負債合計	8, 919	44, 998
負債合計	93, 279	179, 257
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100, 000
利益剰余金		
利益準備金	8, 500	9, 500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	53, 754	73, 949
利益剰余金合計	62, 254	83, 449
自己株式	—	△240
株主資本合計	162, 254	183, 209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	554	1, 340
評価・換算差額等合計	554	1, 340
純資産合計	162, 809	184, 550
負債純資産合計	256, 088	363, 807

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
売上高	200,794	234,662
売上原価	41,769	52,454
売上総利益	159,024	182,207
販売費及び一般管理費	※ 1 133,314	※ 1 135,819
営業利益	25,710	46,388
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	3,000	4,786
その他	0	82
営業外収益合計	3,000	4,869
営業外費用		
支払利息	122	226
その他	—	146
営業外費用合計	122	373
経常利益	28,588	50,884
特別利益		
投資有価証券売却益	3,644	524
特別利益合計	3,644	524
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 2 2,090
訴訟損失引当金繰入額	—	2,000
特別損失合計	—	4,090
税引前当期純利益	32,233	47,318
法人税、住民税及び事業税	4,132	16,796
法人税等調整額	5,276	△672
法人税等合計	9,408	16,123
当期純利益	22,824	31,194

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)		当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	48,459	54.8	50,872	55.3
II 経費		40,049	45.2	41,113	44.7
当期総費用	※ 2	88,508	100.0	91,985	100.0
他勘定振替高		46,738		39,530	
当期売上原価		41,769		52,454	

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	7,607	—
旅費交通費	1,298	1,229
賃借料	3,941	4,009
消耗品費	2,174	866
ソフトウェア償却費	24,324	34,334
その他	702	673

※ 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	46,738	39,530

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100, 000	8, 000	36, 429	44, 429	—	144, 429	△14, 073	△14, 073	130, 356
当期変動額									
剰余金の配当		500	△5, 500	△5, 000		△5, 000			△5, 000
当期純利益			22, 824	22, 824		22, 824			22, 824
自己株式の取得									—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							14, 628	14, 628	14, 628
当期変動額合計	—	500	17, 324	17, 824	—	17, 824	14, 628	14, 628	32, 453
当期末残高	100, 000	8, 500	53, 754	62, 254	—	162, 254	554	554	162, 809

当事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
繰越利益 剰余金									
当期首残高	100, 000	8, 500	53, 754	62, 254	—	162, 254	554	554	162, 809
当期変動額									
剰余金の配当		1, 000	△11, 000	△10, 000		△10, 000			△10, 000
当期純利益			31, 194	31, 194		31, 194			31, 194
自己株式の取得					△240	△240			△240
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							785	785	785
当期変動額合計	—	1, 000	20, 194	21, 194	△240	20, 954	785	785	21, 740
当期末残高	100, 000	9, 500	73, 949	83, 449	△240	183, 209	1, 340	1, 340	184, 550

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	32,233	47,318
減価償却費	24,902	34,970
受取利息及び受取配当金	△3,000	△4,787
支払利息	122	226
訴訟損失引当金の増減額 (△は減少)	—	2,000
有価証券売却損益 (△は益)	△3,644	△524
固定資産除却損	—	2,090
売上債権の増減額 (△は増加)	△208	△11,313
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,508	2,150
前渡金の増減額 (△は増加)	519	△263
未払費用の増減額 (△は減少)	2,112	7,737
預け金の増減額 (△は増加)	△30,804	△23,727
前受収益の増減額 (△は減少)	13,005	13,488
その他	2,896	△3,088
小計	41,642	66,277
利息及び配当金の受取額	3,000	4,787
利息の支払額	△122	△226
法人税等の支払額	△604	△6,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,916	64,601
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△47,585	△39,053
投資有価証券の取得による支出	△52,881	△56,241
投資有価証券の売却による収入	83,688	9,970
敷金・保証金の差入による支出	△2,500	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,278	△85,325
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	70,000
長期借入金の返済による支出	△13,320	△20,544
自己株式の取得による支出	—	△240
配当金の支払額	△5,000	△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,320	39,216
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,318	18,492
現金及び現金同等物の期首残高	40,187	46,505
現金及び現金同等物の期末残高	※ 46,505	※ 64,997

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
----	-----

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

ソフトウェア（市場販売目的）	3年
----------------	----

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

平成 34 年 6 月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
給料手当	39,653千円	43,677千円
賞与	11,068 "	14,938 "
支払報酬	13,445 "	16,044 "
減価償却費	577 "	636 "
特許関連費用	18,924 "	11,466 "
おおよその割合		
販売費	50%	58%
一般管理費	50%	42%

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
ソフトウェア	—	1,175千円
ソフトウェア仮勘定	—	914 "
計	—	2,090千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月29日 定時株主総会	普通株式	5,000	500	平成28年6月30日	平成28年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,000	1,000	平成29年6月30日	平成29年9月28日

当事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
普通株式	—	3	—	3

(変動事由の概要)

平成 29 年 9 月 27 日の定時株主総会決議において自己株式を取得することを決議し、平成 29 年 10 月 26 日に自己株式（普通株式）3 株を取得いたしました。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 9 月27 日 定時株主総会	普通株式	10,000	1,000	平成29年 6 月30 日	平成29年 9 月28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 9 月26 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,995	1,500	平成30年 6 月30 日	平成30年 9 月27 日

(注) 平成 30 年 9 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割を行っておりますが、上記の 1 株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30 日)	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30 日)
現金及び預金	46,505千円	64,997千円
現金及び現金同等物	46,505千円	64,997千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（平成 29 年 6 月 30 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	46,505	46,505	—
(2) 売掛金	28,207	28,207	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	53,730	53,730	—
資産計	128,442	128,442	—
(1) 1 年内返済予定の長期借入金	13,320	13,320	—
(2) 未払金	7,770	7,770	—
(3) 長期借入金	8,919	8,911	△7
負債計	30,009	30,001	△7

当事業年度（平成 30 年 6 月 30 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	64,997	64,997	—
(2) 売掛金	39,520	39,520	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	101,728	101,728	—
資産計	206,246	206,246	—
(1) 1 年内返済予定の長期借入金	26,697	26,697	—
(2) 未払金	7,164	7,164	—
(3) 長期借入金	44,998	44,994	△3
負債計	78,859	78,856	△3

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 1 年内返済予定の長期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
差入保証金	7,680	6,551

賃貸借物件において預託している保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	46,505	—	—	—
売掛金	28,207	—	—	—
合計	74,712	—	—	—

当事業年度（平成30年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	64,997	—	—	—
売掛金	39,520	—	—	—
合計	104,518	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成 29 年 6 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	13,320	8,919	—	—	—	—
合計	13,320	8,919	—	—	—	—

当事業年度（平成 30 年 6 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	26,697	18,057	12,760	9,996	4,185	—
合計	26,697	18,057	12,760	9,996	4,185	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成 29 年 6 月 30 日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	53,730	52,881	848
小計	53,730	52,881	848
合計	53,730	52,881	848

当事業年度（平成 30 年 6 月 30 日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	67,280	61,978	5,301
小計	67,280	61,978	5,301
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	34,448	37,698	△3,250
小計	34,448	37,698	△3,250
合計	101,728	99,677	2,050

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	83,688	3,644	—
合計	83,688	3,644	—

当事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	9,970	524	—
合計	9,970	524	—

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年 6 月 30 日)	当事業年度 (平成30年 6 月 30 日)
繰延税金資産		
未払事業税	405千円	1,298千円
未払賞与	3,091 "	4,989 "
未払賞与に係る社会保険料	445 "	713 "
訴訟損失引当金	— "	691 "
減価償却超過額	11,762 "	8,685 "
資産除去債務	790 "	1,180 "
繰延税金資産小計	16,496千円	17,559千円
評価性引当額	△790 "	△1,180 "
繰延税金資産合計	15,705千円	16,378千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△293千円	△709千円
繰延税金負債合計	△293千円	△709千円
繰延税金資産の純額	15,412千円	15,669千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年 6 月 30 日)	当事業年度 (平成30年 6 月 30 日)
法定実効税率	34.8%	—
(調整)		
住民税均等割	0.9%	—
評価性引当額の増額	△0.2%	—
交際費・受取配当金	△0.6%	—
法人税額の特別控除	△1.7%	—
軽減税率差異 (中小法人軽減税)	△2.1%	—
その他	△1.9%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ディーアイエスソリューション株式会社	45,177
株式会社ネットワーク	40,501
CTCシステムマネジメント株式会社	31,177

当事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワーク	50,945
ディーアイエスソリューション株式会社	45,417
CTCシステムマネジメント株式会社	29,899

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	小川秀治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 66.1	債務被 保証	当社の銀行 借入に対す る債務被保 証 (注)	22,239	—	—

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役社長 小川秀治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	小川秀治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 66.1	債務被 保証	当社の銀行 借入に対す る債務被保 証 (注)	71,695	—	—

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役社長 小川秀治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
1株当たり純資産額 162円81銭 1株当たり当期純利益 22円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 184円61銭 1株当たり当期純利益 31円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 当社は、平成 30 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 30 年 9 月 29 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
当期純利益(千円)	22,824	31,194
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	22,824	31,194
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	999,797

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用について

平成 30 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 30 年 9 月 29 日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、平成 30 年 9 月 26 日開催の定時株主総会の決議により、定款の変更が行われ、平成 30 年 9 月 29 日付で 100 株を 1 単元とする単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1 単元を 100 株とする単元株制度の採用を行いました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成 30 年 9 月 28 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 990,000 株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,000,000 株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 4,000,000 株

⑤ 株式分割の効力発生日

平成 30 年 9 月 29 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	8,000	34,448
		小計	8,000	34,448
計				34,448

【その他】

銘柄			投資口数（口）	貸借対照表計上額 （千円）
投資 有価証券	その他 有価証券	インヴィンシブル投資法人	800	39,920
		さくら総合リート投資法人	300	27,360
		小計	1,100	67,280
計				67,280

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高 （千円）
有形固定資産 建物	450	—	—	450	212	36	237
有形固定資産計	450	—	—	450	212	36	237
無形固定資産 ソフトウェア	98,534	25,609	2,495	121,647	73,816	34,934	47,830
ソフトウェア 仮勘定	9,687	40,124	26,523	23,288	—	—	23,288
無形固定資産計	108,221	65,733	29,019	144,935	73,816	34,934	71,118
長期前払費用	304	1,078	—	1,383	808	622	575

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替額 25,609千円
ソフトウェア仮勘定 市場販売目的のソフトウェアの制作費 40,124千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 除却による減少 2,495千円
ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアの振替額 25,609千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	13,320	26,697	0.41	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	8,919	44,998	0.39	平成31年7月～ 平成34年11月
合計	22,239	71,695	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,057	12,760	9,996	4,185

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
訴訟損失引当金	—	2,000	—	—	2,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	64,997
小計	64,997
合計	64,997

②売掛金

相手先	金額(千円)
CTCシステムマネジメント株式会社	13,557
株式会社ネットワールド	9,531
ソフトバンク株式会社	4,553
富士通株式会社	3,959
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	2,308
その他	5,610
合計	39,520

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
28,207	298,172	286,859	39,520	87.89	41.45

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③預け金

相手先	金額(千円)
株式会社 SBI証券	55,298
合計	55,298

2 負債

①1 年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	26,697
合計	26,697

②未払費用

区分	金額(千円)
賞与	14,425
社会保険	5,192
その他	525
合計	20,144

③前受収益

相手先	金額(千円)
ディーアイエスソリューション株式会社	17,833
株式会社ネットワーク	13,873
CTCシステムマネジメント株式会社	13,142
富士通株式会社	2,089
富士電機ITソリューション株式会社	1,886
その他	7,821
合計	56,647

④長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	44,998
合計	44,998

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.passlogy.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前所 有者の氏 名又は名 称	移動前所 有者の住 所	移動前所有者 の発行者との 関係等	移動後所有 者の氏名又 は名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者の 発行者との関係 等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (千円)	移動理由
平成28年 11月 2 日	千田 徹	東京都 葛飾区	特別利害関係 者等（当社の 大株主上位10 名）	小川 秀治	東京都 千代田区	特別利害関係者 （当社の代表取 締役、大株主上 位10名）	9	720 (80) (注) 3	所有者より売却の 意向があったため
平成29年 1 月23 日	大村 卓央	神奈川県 横浜市 港南区	当社の 元従業員	小川 秀治	東京都 千代田区	特別利害関係者 （当社の代表取 締役、大株主上 位10名）	5	400 (80) (注) 3	退職により売却希 望があったため
平成29年 1 月23 日	千田 徹	東京都 葛飾区	特別利害関係 者等（当社の 大株主上位10 名）	小川 秀治	東京都 千代田区	特別利害関係者 （当社の代表取 締役、大株主上 位10名）	2	160 (80) (注) 3	所有者より売却の 意向があったため
平成29年 1 月23 日				光野 元彦	東京都 東大和市	特別利害関係者 （当社の取締 役、大株主上位 10名）	2	160 (80) (注) 3	所有者より売却の 意向があったため
平成29年 1 月23 日				堀越 淳	埼玉県 志木市	当社の 従業員	5	400 (80) (注) 3	所有者より売却の 意向があったため
平成29年 5 月 8 日	行方 國雄	東京都 世田谷区	当社の 元社外監査役	小川 秀治	東京都 千代田区	特別利害関係者 （当社の代表取 締役、大株主上 位10名）	20	1,600 (80) (注) 3	役員辞任により売 却希望があったた め
平成29年 10月26 日	酒井 寛庸	東京都 中央区	当社の 元取締役	当社	東京都千代田 区神田小川町 三丁目26番8	—	3	240 (80) (注) 4	自己株式の取得の お知らせに対して 売却申出があった ため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（平成 30 年 6 月 30 日）から起算して 2 年前（平成 28 年 7 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次の通りであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、平成 18 年 8 月 31 日に実施された第三者割当増資の際の価格や、その後の株式等の移動における価格などを参照し、決算情報の内容などを総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。
4. 移動価格は、法人税法基本通達 9-1-14 を前提に、相続税財産評価基本通達に基づく非公開株式の原則的評価方法（具体的には、純資産価額方式と類似業種比準価額方式の併用方式）に準じて計算した評価額を参考に取締役会で決定した価格であります。
5. 平成 30 年 9 月 11 日開催の取締役会決議により、平成 30 年 9 月 29 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
小川 秀治 (注) 1、(注) 2	東京都千代田区	661,000	66.11
小川 美樹子 (注) 2	東京都千代田区	100,000	10.00
小川 遥香 (注) 2	東京都千代田区	90,000	9.00
小川 穂波 (注) 2	東京都千代田区	90,000	9.00
石井 裕一郎 (注) 2、(注) 3	東京都渋谷区	21,500	2.15
下田 敏郎 (注) 2	千葉県四街道市	9,000	0.90
光野 元彦 (注) 2、(注) 3	東京都東大和市	4,200	0.42
小室 秀夫 (注) 2	千葉県浦安市	4,000	0.40
上西 義行 (注) 2	茨城県守谷市	4,000	0.40
千田 徹 (注) 2	東京都葛飾区	3,200	0.32
吉田 恵子 (注) 2、(注) 3	東京都港区	3,200	0.32
松本 久美子 (注) 2	東京都渋谷区	3,200	0.32
その他13名		6,400	0.64
計	—	1,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 11 月 14 日

パスロジ株式会社

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

梅澤 慶介



代表社員
業務執行社員

公認会計士

吉原 浩



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの第 19 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パスロジ株式会社の平成 30 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成 29 年 6 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上